

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較 (大分県の主な農産物等の試算)

- 米(「収入保険」と「農作物共済」及び「ナラシ対策」)
- 大豆(「収入保険」と「農作物共済」及び「ナラシ対策」)
- 秋冬ねぎ(「収入保険」と「野菜価格安定制度」)
- 秋冬だいこん(「収入保険」と「野菜価格安定制度」)
- 夏秋ピーマン(「収入保険」と「野菜価格安定制度」)
- 夏秋トマト(夏秋ミニトマト)(「収入保険」と「野菜価格安定制度」)
- 夏秋きゅうり(「収入保険」と「野菜価格安定制度」)
- 秋冬はくさい(「収入保険」と「野菜価格安定制度」)
- にら(「収入保険」と「野菜価格安定制度」)
- なし(「収入保険」と「果樹共済」)
- 乾しいたけ(「収入保険」のみ)
- 夏秋キャベツ(「収入保険」のみ)
- 花き(輪ぎく(「収入保険」のみ)
- いちご(「収入保険」のみ)
- はちみつ(「収入保険」のみ)

※ 本資料に関するお問い合わせは、大分県農業共済組合までお尋ねください。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合
連絡先(電話番号) 097-544-8110

大分県農業共済組合

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：米					
平均収入 100万円 作付面積 83a 単収 504kg/10a 販売単価 14,318円/60kg	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4	シナリオ5
	販売価格が、 地域平均で、 2割低下	販売価格が、 個人のみで、 2割低下	自然災害によ り、地域全体 が、 収量5割減	自然災害によ り、個人のみが 、 収量5割減	自然災害以外の要 因により、収量2 割減 ・病気や怪我で、作業 委託もできなかった。 ・新規作物の栽培に失 敗。等
	当年収入 80万円	当年収入 <u>80万円</u>	当年収入 50万円	当年収入 <u>50万円</u>	当年収入 80万円
既存制度 掛金拠出合計4.7万円	16万円	<u>0万円</u>	24万円	<u>15万円</u>	0万円
ナラシ対策 (20%コース) ※最大で2割の収入減少 まで補てん 積立金4.1万円	16万円	<u>0万円</u>	9万円 ※共済金相当額 全相殺9割 (31万円)控除	<u>0万円</u>	0万円
農作物共済 (一筆方式) 補償限度7割 共済掛金0.6万円 (掛け捨て)	—	—	15万円	<u>15万円</u>	—
収入保険 (補償限度9割) (保険8割+積立1割) 支払率9割 ※10割の収入減少まで 補てん 掛金拠出合計2.9万円 (保険料0.7万円 (掛け捨て) 積立金 2.2万円)	9万円	<u>9万円</u>	36万円	<u>36万円</u>	9万円
	補てん金を含めた 当年収入 89万円	補てん金を含めた 当年収入 <u>89万円</u>	補てん金を含めた 当年収入 86万円	補てん金を含めた 当年収入 <u>86万円</u>	補てん金を含めた 当年収入 89万円

(注)

- 1 主食用米の作付面積83a（共済引受戸数と作付面積より算出）、単収504kg/10a(作物統計)、販売単価14,318円/60kg(28年産相対取引価格)、平均収入998,251円と仮定して試算しています。
- 2 ナラシ対策は地域で最も加入者の多いコースを選択した場合、農作物共済は地域で最も加入者の多い引受方式、補償限度を選択した場合で試算しています。

- 3 掛金抛出の試算方法は、次のとおりです。

ナラシ対策：

(積立金) 10a当たり標準的収入金額 (108,986円/10a) × 作付面積 (83a)
× 積立幅 (0.2) × 支払率 (0.9) × 1/4 (国庫補助75%) = 40,706円

農作物共済：

(共済掛金) 作付面積 (83a) × 基準単収 (479kg/10a) × 補償限度 (7割)
× 引受単価 (190円/kg) × 共済掛金率 (2.37%) × 1/2 (国庫補助50%)
= 6,266円

収入保険：

(保険料) 基準収入 (平均収入998,251円) × 保険方式の補償限度 (0.8)
× 支払率 (0.9) × 保険料率 (2.0%) × 1/2 (国庫補助50%) = 7,187円
(積立金) 基準収入 (平均収入998,251円) × 積立幅 (0.1) × 支払率 (0.9)
× 1/4 (国庫補助75%) = 22,461円

- 4 収入保険と既存制度（「ナラシ対策」と「農作物共済」）との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象者

「収入保険」は青色申告を行っている農業者が対象、「ナラシ対策」は市町村から認定農業者等の認定を受ける必要があります。

② 補てんの対象（収入減少の要因）

「収入保険」では、米の収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、収穫後に米の出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

また、既存制度のうち、「農作物共済」は、自然災害による収量減少以外の場合は、補てんされません。

③ 補てんの計算方法（個人単位か地域単位か）

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度のうち、「ナラシ対策」では、地域の米の主要銘柄の平均取引価格を使って収入減少を計算しますので、農業者個人の取引価格が低下しても、主要銘柄の平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

また、「農作物共済」では、農業者ごとの収量減少を補てんします。

④ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度のうち、「ナラシ対策」では、基準収入を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、最大で2割の収入減少までが補てんの対象です。

また、「農作物共済」では、米の多くの方が加入されている、一筆方式で補償限度7割のタイプは、基準収穫量の7割を下回った場合に補てんされ、10割の収量減少までが補てんの対象です。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110
--

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：大豆					
平均収入 90万円 作付面積 287a 単収 88kg/10a 販売単価 22,266円/60kg	シナリオ 1 販売価格が、 地域平均で、 2割低下	シナリオ 2 販売価格が、 個人のみで、 2割低下	シナリオ 3 自然災害によ り、地域全体 が、 収量 5 割減	シナリオ 4 自然災害によ り、個人のみが 収量 5 割減	シナリオ 5 自然災害以外の要 因により、収量 2 割減 <small>・病気や怪我で、作業 委託もできなかった。 ・新規作物の栽培に失 敗。等</small>
	当年収入 72万円	当年収入 <u>72万円</u>	当年収入 45万円	当年収入 <u>45万円</u>	当年収入 72万円
既存制度 掛金拠出合計9.5万円	11万円	<u>0万円</u>	49万円	38万円	0万円
ナラシ対策 (20%コース) ※最大で2割の収入減少 まで補てん 積立金2.8万円	11万円	<u>0万円</u>	11万円 ※(最大2割の減 少まで補てん)	<u>0万円</u>	0万円
畑作物共済 〔全相方式〕 補償限度9割 共済掛金6.7万円 (掛け捨て)	—	—	38万円	38万円	—
収入保険 〔補償限度9割〕 (保険8割+積立1割) 支払率9割 ※10割の収入減少まで 補てん 掛金拠出合計2.8万円 〔保険料 0.7万円〕 (掛け捨て) 積立金2.1万円	8万円 補てん金を含めた 当年収入 80万円	<u>8万円</u> 補てん金を含めた 当年収入 <u>80万円</u>	34万円 補てん金を含めた 当年収入 79万円	34万円 補てん金を含めた 当年収入 79万円	8万円 補てん金を含めた 当年収入 80万円

(注)

1 大豆の作付面積287a（共済引受戸数と作付面積より算出）、単収88kg/10a（作物統計）、販売単価22,266/60kg（28年産フクユタカ平均落札価格に畑作物直接支払交付金平均単価を加えたもの）、平均収入937,250円と仮定して試算しています。

2 ナラシ対策は地域で最も加入者の多いコースを選択した場合、農作物共済は地域で最も加入者の多い引受方式、補償限度を選択した場合で試算しています。

3 掛金抛出の試算方法は、次のとおりです。

ナラシ対策：

（積立金）10a当たり標準的収入金額（21,773円/10a）×作付面積（287a）
×積立幅（0.2）×支払率（0.9）×1/4（国庫補助75%）=28,120円

畑作物共済：

（共済掛金）作付面積（287a）×基準単収（99kg/10a）×補償限度（9割）
×引受単価（338円/kg）×共済掛金率（15.5%）×1/2（国庫補助50%）
=66,985円

収入保険：

（保険料）基準収入（平均収入937,250円）×保険方式の補償限度（0.8）
×支払率（0.9）×保険料率（2.0%）×1/2（国庫補助50%）=6,748円
（積立金）基準収入（平均収入937,250円）×積立幅（0.1）×支払率（0.9）
×1/4（国庫補助75%）=21,088円

4 収入保険と既存制度（「ナラシ対策」と「畑作物共済」）との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象者

「収入保険」は青色申告を行っている農業者が対象、「ナラシ対策」は市町村から認定農業者等の認定を受ける必要があります。

② 補てんの対象（収入減少の要因）

「収入保険」では、大豆の収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、収穫後に大豆の出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

また、既存制度のうち、「畑作物共済」は、自然災害による収量減少以外の場合は、補てんされません。

③ 補てんの計算方法（個人単位か地域単位か）

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度のうち、「ナラシ対策」では、地域の大豆の主要銘柄の平均取引価格を使って収入減少を計算しますので、農業者個人の取引価格が低下しても、主要銘柄の平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

また、「畑作物共済」では、農業者ごとの収量減少を補てんします。

⑤ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度のうち、「ナラシ対策」では、基準収入を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、最大で2割の収入減少までが補てんの対象です。

また、「畑作物共済」では、大豆の多くの方が加入されている、全相殺方式で補償限度9割のタイプは、基準収穫量の9割を下回った場合に補てんされ、10割の収量減少までが補てんの対象です。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合
連絡先(電話番号) 097-544-8110

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：秋冬ねぎ

<p>平均収入 600万円</p> <p>作付面積 100a</p> <p>単収 2,000kg/10a</p> <p>販売単価 298円/kg</p>	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
<p>既存制度</p> <p>掛金拠出合計35.7万円</p>	48万円	0万円	0万円	0万円
<p>野菜価格安定制度</p> <p>※保証基準額（平均価格の90%）を下回った時に、最大で4割の価格低下まで補てん</p> <p>積立金35.7万円</p>	48万円	0万円	—	—
<p>収入保険</p> <p>補償限度9割 (保険8割+積立1割)</p> <p>支払率9割</p> <p>※10割の収入減少まで補てん</p> <p>掛金拠出合計17.7万円</p> <p>保険料 4.3万円 (掛け捨て)</p> <p>積立金 13.4万円</p>	<p>54万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 534万円</p>	<p>54万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 534万円</p>	<p>54万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 534万円</p>	<p>54万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 534万円</p>

販売価格が、地域平均で、
2割低下

販売価格が、個人の
みで、
2割低下

自然災害により、
収量2割減

自然災害以外の
要因により
収量2割減

・病気や怪我で、作業委託もできなかった。
・新規作物の栽培に失敗。等

(注)

1 秋冬ねぎの作付面積100a(大分県園芸振興室調査による平均作付面積)、単収2,000kg/10a(大分県園芸振興室調査直近3年平均)、販売単価298.08円/kg(野菜価格安定制度における平均価格)、平均収入5,961,600円と仮定して試算しています。

2 野菜価格安定制度は、秋冬ねぎの指定産地でなければ利用できません。
(大分県の指定産地：竹田、豊後大野、豊後高田)

3 掛金抛出の試算方法は、次のとおりです。

野菜価格安定制度：

(積立金) 作付面積(100a) × 単収(2,000kg/10a) ×
(保証基準価格(268.25円/kg) - 最低基準価格(178.85円/kg))
× 補てん率(0.8) × 1/4(国：都道府県：生産者=2:1:1) = 357,600円

収入保険：

(保険料) 基準収入(平均収入5,961,600円) × 保険方式の補償限度(0.8)
× 支払率(0.9) × 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助50%) = 42,924円

(積立金) 基準収入(平均収入5,961,600円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助75%) = 134,136円

4 収入保険と既存制度(「野菜価格安定制度」)との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、白ねぎの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、白ねぎの収量減少や出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

② 補てんの計算方法(個人単位か地域単位か)

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度では、市場での白ねぎの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

③ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度では、旬別に販売価格を計算し、旬ごとに保証基準額を下回った場合に、下回った価格との差額8割が、旬ごとの出荷量に応じて補てんされ、最大で4割の価格低下が補てんの対象となります。本表シナリオ1の試算においては、期間を通じて販売価格が2割低下したことを前提として試算しています。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110
--

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：秋冬だいこん

<p>平均収入 300万円</p> <p>作付面積 160a</p> <p>単収 3,290kg/10a</p> <p>販売単価 58円/kg</p>	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
<p>販売価格が、地域平均で、 2割低下</p> <p>当年度収入 240万円</p>	<p>販売価格が、個人の みで、 2割低下</p> <p>当年度収入 240万円</p>	<p>自然災害により、 収量2割減</p> <p>当年度収入 240万円</p>	<p>自然災害以外の 要因により 収量2割減</p> <p>・病気や怪我で、作業委託もできなかった。 ・新規作物の栽培に失敗。等</p> <p>当年度収入 240万円</p>	
<p>既存制度 掛金拠出合計18.4万円</p>	25万円	0万円	0万円	0万円
<p>野菜価格安定制度 ※※保証基準額（平均価格の90%）を下回った時に、最大で4割の価格低下まで補てん 積立金18.4万円</p>	25万円	0万円	—	—
<p>収入保険 補償限度9割 (保険8割+積立1割) 支払率9割 ※10割の収入減少まで補てん 掛金拠出合計9.1万円 (保険料 2.2万円 (掛け捨て) 積立金 6.9万円)</p>	<p>27万円</p> <p>補てん金を含めた 当年度収入 267万円</p>	<p>27万円</p> <p>補てん金を含めた 当年度収入 267万円</p>	<p>27万円</p> <p>補てん金を含めた 当年度収入 267万円</p>	<p>27万円</p> <p>補てん金を含めた 当年度収入 267万円</p>

(注)

1 秋冬だいこんの作付面積160a（大分県園芸振興室調査による平均作付面積）、単収3,290kg/10a（作物統計）、販売単価58.31円/kg（野菜価格安定制度における平均価格）、平均収入3,069,438円と仮定して試算しています。

2 野菜価格安定制度は、秋冬だいこんの指定産地でなければ利用できません。
（大分県の指定産地：野津）

3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

野菜価格安定制度：

（積立金）作付面積（160a）×単収（3,290kg/10a）×
（保証基準価格（52.5円/kg）－最低基準価格（34.99円/kg））
×補てん率（0.8）×1/4（国：都道府県：生産者＝2:1:1）＝184,345円

収入保険：

（保険料）基準収入（平均収入3,069,438円）×保険方式の補償限度（0.8）
×支払率（0.9）×保険料率（2.0%）×1/2（国庫補助50%）＝22,100円
（積立金）基準収入（平均収入3,069,438円）×積立幅（0.1）×支払率（0.9）
×1/4（国庫補助75%）＝69,062円

4 収入保険と既存制度（「野菜価格安定制度」）との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象（収入減少の要因）

「収入保険」では、だいこんの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、だいこんの収量減少や出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

② 補てんの計算方法（個人単位か地域単位か）

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度では、市場でのだいこんの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

③ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度では、旬別に販売価格を計算し、旬ごとに保証基準額を下回った場合に、下回った価格との差額8割が、旬ごとの出荷量に応じて補てんされ、最大で4割の価格低下が補てんの対象となります。本表シナリオ1の試算においては、期間を通じて販売価格が2割低下したことを前提として試算しています。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合
連絡先(電話番号) 097-544-8110

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：夏秋ピーマン

<p>平均収入 330万円</p> <p>作付面積 10a</p> <p>単収 13,950kg/10a</p> <p>販売単価 237円/kg</p>	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
<p>既存制度</p> <p>掛金拠出合計17.8万円</p>	30万円	0万円	0万円	0万円
<p>野菜価格安定制度</p> <p>※保証基準額（平均価格の90%）を下回った時に、最大で4割の価格低下まで補てん</p> <p>積立金17.8万円</p>	294万円	0万円	—	—
<p>収入保険</p> <p>補償限度9割 (保険8割+積立1割)</p> <p>支払率9割</p> <p>※10割の収入減少まで補てん</p> <p>掛金拠出合計9.8万円</p> <p>保険料2.4万円 (掛け捨て)</p> <p>積立金7.4万円</p>	<p>30万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 294万円</p>	<p>30万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 294万円</p>	<p>30万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 294万円</p>	<p>30万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 294万円</p>

販売価格が、地域平均で、
2割低下

販売価格が、個人の
みで、
2割低下

自然災害により、
収量2割減

自然災害以外の
要因により
収量2割減

・病気や怪我で、作業委託もできなかった。
・新規作物の栽培に失敗。等

当年収入
264万円

当年収入
264万円

当年収入
264万円

当年収入
264万円

294万円

0万円

—

—

30万円

補てん金を含めた
当年収入
294万円

30万円

補てん金を含めた
当年収入
294万円

30万円

補てん金を含めた
当年収入
294万円

30万円

補てん金を含めた
当年収入
294万円

(注)

1 夏秋ピーマンの作付面積10a(大分県園芸振興室調査による平均作付面積)、単収13,950kg/10a(大分県園芸振興室調査直近3年平均)、販売単価237.47円/kg(野菜価格安定制度における平均価格)、平均収入3,312,707円と仮定して試算しています。

2 野菜価格安定制度は、夏秋ピーマンの指定産地でなければ利用できません。
(大分県の指定産地：野津、大分、竹田、豊後大野、中津、玖珠九重農協)

3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

野菜価格安定制度：

(積立金) 作付面積(10a) × 単収(13,950kg/10a) ×
(保証基準価格(213.50円/kg) - 最低基準価格(142.48円/kg))
× 補てん率(0.9) × 1/5(国：都道府県：生産者=3:1:1) = 178,331万円

収入保険：

(保険料) 基準収入(平均収入3,312,707円) × 保険方式の補償限度(0.8)
× 支払率(0.9) × 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助50%) = 23,851円

(積立金) 基準収入(平均収入3,312,707円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助75%) = 74,536円

4 収入保険と既存制度(「野菜価格安定制度」)との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、ピーマンの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、ピーマンの収量減少や出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

② 補てんの計算方法(個人単位か地域単位か)

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度では、市場でのピーマンの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

③ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度では、旬別に販売価格を計算し、旬ごとに保証基準額を下回った場合に、下回った価格との差額9割が、旬ごとの出荷量に応じて補てんされ、最大で4割の価格低下が補てんの対象となります。本表シナリオ1の試算においては、期間を通じて販売価格が2割低下したことを前提として試算しています。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110
--

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：夏秋トマト

<p>平均収入 770万円</p> <p>作付面積 20a</p> <p>単収 12,667kg/10a</p> <p>販売単価 305円/kg</p>	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
<p>既存制度</p> <p>掛金拠出合計41.6万円</p>	69万円	0万円	0万円	0万円
<p>野菜価格安定制度</p> <p>※保証基準額（平均価格の90%）を下回った時に、最大で4割の価格低下まで補てん</p> <p>積立金41.6万円</p>	685万円	0万円	—	—
<p>収入保険</p> <p>補償限度9割 (保険8割+積立1割)</p> <p>支払率9割</p> <p>※10割の収入減少まで補てん</p> <p>掛金拠出合計22.9万円</p> <p>保険料 5.5万円 (掛け捨て)</p> <p>積立金 17.4万円</p>	<p>70万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 686万円</p>	<p>70万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 686万円</p>	<p>70万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 686万円</p>	<p>70万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 686万円</p>

販売価格が、地域平均で、
2割低下

当年収入
616万円

販売価格が、個人の
みで、
2割低下

当年収入
616万円

自然災害により、
収量2割減

当年収入
616万円

自然災害以外の
要因により
収量2割減

・病気や怪我で、作業委託もできなかった。
・新規作物の栽培に失敗。等

当年収入
616万円

(注)

1 夏秋トマトの作付面積20a(大分県園芸振興室調査による平均作付面積)、単収12,667kg/10a(大分県園芸振興室調査直近3年平均)、販売単価304.94円/kg(野菜価格安定制度における平均価格)、平均収入7,725,350円と仮定して試算しています。

2 野菜価格安定制度は、夏秋トマトの指定産地でなければ利用できません。
(大分県の指定産地：玖珠九重農協、九重町飯田農協、竹田、由布)

3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

野菜価格安定制度：

(積立金) 作付面積(20a) × 単収(12,667kg/10a) ×
(保証基準価格(274.25円/kg) - 最低基準価格(182.96円/kg))
× 補てん率(0.9) × 1/5(国：都道府県：生産者=3:1:1) = 416,293円

収入保険：

(保険料) 基準収入(平均収入7,725,350円) × 保険方式の補償限度(0.8)
× 支払率(0.9) × 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助50%) = 55,623円

(積立金) 基準収入(平均収入7,725,350円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助75%) = 173,820円

4 収入保険と既存制度(「野菜価格安定制度」)との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、トマトの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、トマトの収量減少や出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

② 補てんの計算方法(個人単位か地域単位か)

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度では、市場でのトマトの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

③ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度では、旬別に販売価格を計算し、旬ごとに保証基準額を下回った場合に、下回った価格との差額9割が、旬ごとの出荷量に応じて補てんされ、最大で4割の価格低下が補てんの対象となります。本表シナリオ1の試算においては、期間を通じて販売価格が2割低下したことを前提として試算しています。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合
連絡先(電話番号) 097-544-8110

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：夏秋ミニトマト

<p>平均収入 750万円</p> <p>作付面積 20a</p> <p>単収 6,413kg/10a</p> <p>販売単価 587円/kg</p>	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
<p>既存制度</p> <p>掛金拠出合計40.7万円</p>	68万円	0万円	0万円	0万円
<p>野菜価格安定制度</p> <p>※保証基準額（平均価格の90%）を下回った時に、最大で4割の価格低下まで補てん</p> <p>積立金40.7万円</p>	688万円	0万円	—	—
<p>収入保険</p> <p>補償限度9割 (保険8割+積立1割)</p> <p>支払率9割</p> <p>※10割の収入減少まで補てん</p> <p>掛金拠出合計22.4万円</p> <p>保険料 5.4万円 (掛け捨て)</p> <p>積立金 17万円</p>	<p>68万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 668万円</p>	<p>68万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 668万円</p>	<p>68万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 668万円</p>	<p>68万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 668万円</p>

自然災害以外の要因により収量2割減

・病気や怪我で、作業委託もできなかった。
・新規作物の栽培に失敗。等

(注)

- 1 夏秋ミニトマトの作付面積20a(大分県園芸振興室調査による夏秋トマト平均作付面積)、単収6,413kg/10a(大分県園芸振興室調査直近3年平均)、販売単価587.30円/kg(野菜価格安定制度における平均価格)、平均収入7,532,710円と仮定して試算しています。
- 2 野菜価格安定制度は、夏秋ミニトマトの指定産地でなければ利用できません。
(大分県の指定産地：玖珠九重農協、九重町飯田農協、竹田、由布)
- 3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

野菜価格安定制度：

(積立金) 作付面積(20a) × 単収(6,413kg/10a) ×
(保証基準価格(528.75円/kg) - 最低基準価格(352.42円/kg))
× 補てん率(0.9) × 1/5(国：都道府県：生産者=3:1:1) = 407,090円

収入保険：

(保険料) 基準収入(平均収入7,532,710円) × 保険方式の補償限度(0.8)
× 支払率(0.9) × 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助50%) = 54,236円
(積立金) 基準収入(平均収入7,532,710円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助75%) = 169,486円

- 4 収入保険と既存制度(「野菜価格安定制度」)との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、ミニトマトの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、ミニトマトの収量減少や出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

② 補てんの計算方法(個人単位か地域単位か)

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度では、市場でのミニトマトの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

③ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度では、旬別に販売価格を計算し、旬ごとに保証基準額を下回った場合に、下回った価格との差額9割が、旬ごとの出荷量に応じて補てんされ、最大で4割の価格低下が補てんの対象となります。本表シナリオ1の試算においては、期間を通じて販売価格が2割低下したことを前提として試算しています。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110
--

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：夏秋きゅうり（指定野菜）

<p>平均収入 60万円</p> <p>作付面積 15a</p> <p>単収 1,820kg/10a</p> <p>販売単価 237円/kg</p>	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
<p>既存制度</p> <p>掛金拠出合計3.5万円</p>	6万円	0万円	0万円	0万円
<p>野菜価格安定制度</p> <p>※保証基準額（平均価格の90%）を下回った時に、最大で4割の価格低下まで補てん</p> <p>積立金3.5万円</p>	6万円	0万円	—	—
<p>収入保険</p> <p>（補償限度9割 （保険8割+積立1割） 支払率9割）</p> <p>※10割の収入減少まで補てん</p> <p>掛金拠出合計1.9万円</p> <p>（保険料 0.5万円 （掛け捨て） 積立金 1.4万円）</p>	<p>6万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 54万円</p>	<p>6万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 54万円</p>	<p>6万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 54万円</p>	<p>54万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 6万円</p>

（病気や怪我で、作業委託もできなかった。
・新規作物の栽培に失敗等）

(注)

1 夏秋きゅうりの作付面積15a(大分県園芸振興室調査による平均作付面積)、単収1,820kg/10a(作物統計)、販売単価236.83円/kg(野菜価格安定制度における平均価格)、平均収入646,546円と仮定して試算しています。

2 野菜価格安定制度は、夏秋きゅうり(指定野菜)の指定産地でなければ利用できません。
(大分県の指定産地：中津、竹田)

3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

野菜価格安定制度：

(積立金) 作付面積(15a) × 単収(1,820kg/10a) ×
(保証基準価格(213.00円/kg) - 最低基準価格(142.10円/kg))
× 補てん率(0.9) × 1/5(国：都道府県：生産者=3:1:1) = 34,840円

収入保険：

(保険料) 基準収入(平均収入646,546円) × 保険方式の補償限度(0.8)
× 支払率(0.9) × 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助50%) = 4,655円

(積立金) 基準収入(平均収入646,546円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助75%) = 14,547円

4 収入保険と既存制度(「野菜価格安定制度」)との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、きゅうりの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、きゅうりの収量減少や出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

② 補てんの計算方法(個人単位か地域単位か)

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度では、市場でのきゅうりの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

③ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度では、旬別に販売価格を計算し、旬ごとに保証基準額を下回った場合に、下回った価格との差額9割が、旬ごとの出荷量に応じて補てんされ、最大で4割の価格低下が補てんの対象となります。本表シナリオ1の試算においては、期間を通じて販売価格が2割低下したことを前提として試算しています。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合
連絡先(電話番号) 097-544-8110

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：秋冬はくさい

<p>平均収入 530万円</p> <p>作付面積 200a</p> <p>単収 4,940kg/10a</p> <p>販売単価 54円/kg</p>	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
<p>既存制度</p> <p>掛金拠出合計25.5万円</p>	47万円	0万円	0万円	0万円
<p>野菜価格安定制度</p> <p>※保証基準額（平均価格の90%）を下回った時に、最大で4割の価格低下まで補てん</p> <p>積立金25.5万円</p>	47万円	0万円	—	—
<p>収入保険</p> <p>補償限度9割 (保険8割+積立1割)</p> <p>支払率9割</p> <p>※10割の収入減少まで補てん</p> <p>掛金拠出合計15.8万円</p> <p>保険料 3.8万円 (掛け捨て)</p> <p>積立金 12万円</p>	<p>48万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 472万円</p>	<p>48万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 472万円</p>	<p>48万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 472万円</p>	<p>48万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 472万円</p>

販売価格が、地域平均で、
2割低下

販売価格が、個人の
みで、
2割低下

自然災害により、
収量2割減

自然災害以外の
要因により
収量2割減

・病気や怪我で、作業委託もできなかった。
・新規作物の栽培に失敗。等

当年収入
424万円

当年収入
424万円

当年収入
424万円

当年収入
424万円

47万円

0万円

—

—

48万円

補てん金を含めた
当年収入
472万円

48万円

補てん金を含めた
当年収入
472万円

48万円

補てん金を含めた
当年収入
472万円

48万円

補てん金を含めた
当年収入
472万円

(注)

1 秋冬はくさいの作付面積200a（大分県園芸振興室調査による平均作付面積）、単収4,940kg/10a（作物統計）、販売単価54.02円/kg（野菜価格安定制度における平均価格）、平均収入5,337,176円と仮定して試算しています。

2 野菜価格安定制度は、秋冬はくさいの指定産地でなければ利用できません。
(大分県の指定産地：日田)

3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

野菜価格安定制度：

(積立金) 作付面積 (200a) × 単収 (4,940kg/10a) ×
(保証基準価格 (48.50円/kg) - 最低基準価格 (32.41円/kg))
× 補てん率 (0.9) × 17.5/100 (国：都道府県：生産者=65：17.5：17.5) =255,200円

収入保険：

(保険料) 基準収入 (平均収入5,337,176円) × 保険方式の補償限度 (0.8)
× 支払率 (0.9) × 保険料率 (2.0%) × 1/2 (国庫補助50%) =38,428円

(積立金) 基準収入 (平均収入5,337,176円) × 積立幅 (0.1) × 支払率 (0.9)
× 1/4 (国庫補助75%) =120,086円

4 収入保険と既存制度（「野菜価格安定制度」）との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象（収入減少の要因）

「収入保険」では、はくさいの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、はくさいの収量減少や出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

② 補てんの計算方法（個人単位か地域単位か）

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度では、市場でのはくさいの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

③ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度では、旬別に販売価格を計算し、旬ごとに保証基準額を下回った場合に、下回った価格との差額9割が、旬ごとの出荷量に応じて補てんされ、最大で4割の価格低下が補てんの対象となります。本表シナリオ1の試算においては、期間を通じて販売価格が2割低下したことを前提として試算しています。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合

連絡先(電話番号) 097-544-8110

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：にら				
平均収入 1,500万円 作付面積 50a 単収 7,650kg/10a 販売単価 378円/kg	シナリオ1 販売価格が、地域平均で、 2割低下	シナリオ2 販売価格が、個人の みで、 2割低下	シナリオ3 自然災害により、 収量2割減	シナリオ4 自然災害以外の 要因により 収量2割減 ・病気や怪我で、作業委託もできなかった。 ・新規作物の栽培に失敗。等
<p>当年収入 1,200万円</p>	<p>当年収入 1,200万円</p>	<p>当年収入 1,200万円</p>	<p>当年収入 1,200万円</p>	<p>当年収入 1,200万円</p>
<p>既存制度 掛金拠出合計96.3万円</p>	<p>0万円</p>	<p>0万円</p>	<p>0万円</p>	<p>0万円</p>
<p>野菜価格安定制度 ※保証基準額（平均価格の80%）を下回った時に、最大で4.5割の価格低下まで補てん 積立金96.3万円</p>	<p>0万円 （※にらは、特定野菜のため2割を超える価格低下の場合に補てんされます。）</p>	<p>0万円</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>収入保険 補償限度9割 （保険8割+積立1割） 支払率9割 ※10割の収入減少まで補てん 掛金拠出合計42.9万円 （保険料 10.4万円 （掛け捨て） 積立金 32.5万円）</p>	<p>130万円 補てん金を含めた 当年収入 1,330万円</p>	<p>130万円 補てん金を含めた 当年収入 1,330万円</p>	<p>130万円 補てん金を含めた 当年収入 1,330万円</p>	<p>130万円 補てん金を含めた 当年収入 1,330万円</p>

(注)

1 への作付面積50a(大分県園芸振興室調査による平均作付面積)、単収7,650kg/10a(大分県園芸振興室調査直近3年平均)、販売単価377.63円/kg(野菜価格安定制度における平均価格)、平均収入14,444,348円と仮定して試算しています。

2 野菜価格安定制度は、への指定産地でなければ利用できません。
(大分県の指定産地：大分、野津、佐伯)

3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

野菜価格安定制度：

(積立金) 作付面積(50a) × 単収(7,650kg/10a) ×
(保証基準価格(302.125円/kg) - 最低基準価格(207.69円/kg))
× 補てん率(0.8) × 1/3(国：都道府県：生産者=1:1:1) = 963,237円

収入保険：

(保険料) 基準収入(平均収入14,444,348円) × 保険方式の補償限度(0.8)
× 支払率(0.9) × 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助50%) = 103,999円

(積立金) 基準収入(平均収入14,444,348円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助75%) = 324,998円

4 収入保険と既存制度(「野菜価格安定制度」)との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、への収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、への収量減少や出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

② 補てんの計算方法(個人単位か地域単位か)

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

既存制度では、市場でのへの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補てんされません。

③ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度では、旬別に販売価格を計算し、旬ごとに保証基準額を下回った場合に、下回った価格との差額8割が、旬ごとの出荷量に応じて補てんされ、最大で4.5割の価格低下が補てんの対象となります。本表シナリオ1の試算においては、期間を通じて販売価格が2割低下したことを前提として試算しています。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合
連絡先(電話番号) 097-544-8110

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：なし				
平均収入 710万円 作付面積 130a 単収 2,200kg/10a 販売単価 248円/kg	シナリオ1 販売価格2割低下	シナリオ2 自然災害により、 収量2割減	シナリオ3 自然災害により、 収量5割減	シナリオ4 自然災害以外の 要因により 収量2割減 ・病気や怪我で、作業 委託もできなかった。 ・新規作物の栽培に失 敗。等
当年収入 568万円	当年収入 <u>568万円</u>	当年収入 <u>355万円</u>	当年収入 568万円	当年収入 568万円
既存制度 掛金拠出合計12.2万円	0万円	0万円	114万円	0万円
果樹共済 〔半相殺一般方式〕 補償限度7割 共済掛金12.2万円 (掛け捨て)	—	<u>0万円</u>	<u>114万円</u>	—
収入保険 〔補償限度9割〕 (保険8割+積立1割) 支払率9割 ※10割の収入減少まで 補てん 掛金拠出合計21.1万円 〔保険料5.1万円〕 (掛け捨て) 積立金16万円	64万円 補てん金を含めた 当年収入 <u>632万円</u>	64万円 補てん金を含めた 当年収入 <u>632万円</u>	255万円 補てん金を含めた 当年収入 <u>610万円</u>	64万円 補てん金を含めた 当年収入 632万円

(注)

- 1 なしの結果樹面積130a(共済引受戸数と引受面積より算出)、単収2,200kg/10a(作物統計)、販売価格248円/kg(共済引受単価の最高額)、平均収入7,092,800円と仮定して試算しています。
- 2 果樹共済は地域で最も加入者の多い引受方式、補償限度を選択した場合で試算しています。
- 3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

果樹共済：

$$\begin{aligned} & (\text{共済掛金}) \text{ 作付面積 (130a)} \times \text{基準単収 (2,395kg/10a)} \times \text{補償限度 (7割)} \\ & \quad \times \text{引受単価 (182.66円/kg)} \times \text{共済掛金率 (6.14\%)} \times 1/2 \text{ (国庫補助50\%)} \\ & = \underline{112,216\text{円}} \end{aligned}$$

収入保険：

$$\begin{aligned} & (\text{保険料}) \text{ 基準収入 (平均収入7,092,800円)} \times \text{保険方式の補償限度 (0.8)} \\ & \quad \times \text{支払率 (0.9)} \times \text{保険料率 (2.0\%)} \times 1/2 \text{ (国庫補助50\%)} = \underline{51,068\text{円}} \\ & (\text{積立金}) \text{ 基準収入 (平均収入7,092,800円)} \times \text{積立幅 (0.1)} \times \text{支払率 (0.9)} \\ & \quad \times 1/4 \text{ (国庫補助75\%)} = \underline{159,588\text{円}} \end{aligned}$$

- 4 収入保険と既存制度(「果樹共済」)との比較のポイントは次のとおりです。

① 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、なしの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補てんの対象です。

既存制度では、自然災害による収量減少のみが補てんの対象で、価格低下の補てんはありません。
また、収穫後に、なしの出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

② 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

既存制度では、なしの多くの方が加入されている、半相殺一般方式で補償限度7割のタイプは、基準収穫量の7割を下回った場合に補てんされ、10割の収量減少までが補てんの対象です。

【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110
--

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：乾しいたけ

<p>平均収入 280万円</p> <p>駒数 10万</p> <p>単収 70kg/1万駒</p> <p>販売単価 4,000円/kg</p>	<p>シナリオ1</p> <p>販売価格が 2割低下</p> <p>当年収入 224万円</p>	<p>シナリオ2</p> <p>自然災害により 収量2割減</p> <p>当年収入 224万円</p>	<p>シナリオ3</p> <p>自然災害以外の要因 により収量2割減</p> <p>（ ・病気や怪我で、作業委託も できなかった。 ・新規作物の栽培に失敗。等 ）</p> <p>当年収入 224万円</p>
<p>既存制度</p>	<p>※利用できる既存制度はありません。</p>		
<p>収入保険</p> <p>（ 補償限度9割 （保険8割+積立1割） 支払率9割 ）</p> <p>※10割の収入減少まで 補てん</p> <p>掛金拠出合計8.3万円</p> <p>（ 保険料 2万円 （掛け捨て） 積立金6.3万円 ）</p>	<p>25万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 249万円</p>	<p>25万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 249万円</p>	<p>25万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 249万円</p>

(注)

- 1 乾しいたけ駒数10万、単収70kg/1万駒、販売価格4,000円/kg、平均収入2,800,000円と仮定して試算しています。(大分県林産振興室提供平均データー)
- 2 乾したけでは、収量減少や価格低下を補てんする既存制度はありません。
- 3 掛金拋出の試算方法は、次のとおりです。

収入保険：

(保険料) 基準収入 (平均収入2,800,000円) × 保険方式の補償限度 (0.8)
× 支払率 (0.9) × 保険料率 (2.0%) × 1/2 (国庫補助50%) = 20,160円

(積立金) 基準収入 (平均収入2,800,000円) × 積立幅 (0.1) × 支払率 (0.9)
× 1/4 (国庫補助75%) = 63,000円

<p>【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110</p>
--

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：夏秋キャベツ

<p>平均収入 450万円</p> <p>作付面積 100a</p> <p>単収 3,500kg/10a</p> <p>販売単価 128円/kg</p>	<p>シナリオ1</p> <p>販売価格が 2割低下</p> <p>当年収入 360万円</p>	<p>シナリオ2</p> <p>自然災害により 収量2割減</p> <p>当年収入 360万円</p>	<p>シナリオ3</p> <p>自然災害以外の要因 により収量2割減</p> <p>（ ・病気や怪我で、作業委託も できなかった。 ・新規作物の栽培に失敗。等 ）</p> <p>当年収入 360万円</p>
<p>既存制度</p>	<p>※利用できる既存制度はありません。</p>		
<p>収入保険</p> <p>（ 補償限度9割 （保険8割+積立1割） 支払率9割 ）</p> <p>※10割の収入減少まで 補てん</p> <p>掛金拠出合計13.3万円</p> <p>（ 保険料 3.2万円 （掛け捨て） 積立金10.1万円 ）</p>	<p>40万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 400万円</p>	<p>40万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 400万円</p>	<p>40万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 400万円</p>

(注)

- 1 夏秋キャベツの作付面積100a(大分県園芸振興室調査による平均作付面積)、単収3,500kg/10a(大分県園芸振興室調査直近3年平均)、販売単価128円/kg(大分市青果市場)、平均収入4,480,000円と仮定して試算しています。
- 2 野菜価格安定制度は、夏秋キャベツの指定産地でなければ利用できません。
- 3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

収入保険：

- (保険料) 基準収入(平均収入4,480,000円) × 保険方式の補償限度(0.8)
× 支払率(0.9) × 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助50%) = 32,256円
- (積立金) 基準収入(平均収入4,480,000円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助75%) = 100,800円

<p>【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110</p>
--

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：花き（輪ぎく）

<p>平均収入 1,750万円</p> <p>作付面積 80a</p> <p>単収 35.7千本/10a</p> <p>販売単価 61,333円/千本</p>	<p>シナリオ1</p> <p>販売価格が 2割低下</p> <p>当年収入 1400万円</p>	<p>シナリオ2</p> <p>自然災害により 収量2割減</p> <p>当年収入 1400万円</p>	<p>シナリオ3</p> <p>自然災害以外の要因 により収量2割減</p> <p>・病気や怪我で、作業委託も できなかった。 ・新規作物の栽培に失敗。等</p> <p>当年収入 1400万円</p>
<p>既存制度</p>	<p>※利用できる既存制度はありません。</p>		
<p>収入保険</p> <p>補償限度9割 (保険8割+積立1割) 支払率9割</p> <p>※10割の収入減少まで 補てん</p> <p>掛金拠出合計52万円 (保険料12.6万円 (掛け捨て) 積立金39.4万円)</p>	<p>157万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 1,557万円</p>	<p>157万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 1,557万円</p>	<p>157万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 1,557万円</p>

(注)

- 1 輪ぎくの作付面積80a(大分県園芸振興室調査による平均作付面積)、単収35.7千本/10a(作物統計)、販売単価61,333円/千本(大分園芸花市場)、平均収入17,516,705円と仮定して試算しています。
- 2 花きでは、収量減少や価格低下を補てんする既存制度はありません。
- 3 掛金拋出の試算方法は、次のとおりです。

収入保険：

- (保険料) 基準収入(平均収入17,516,705円) × 保険方式の補償限度(0.8)
× 支払率(0.9) × 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助50%) = 126,120円
- (積立金) 基準収入(平均収入17,516,705円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助75%) = 394,126円

<p>【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110</p>
--

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：いちご

<p>平均収入 960万円</p> <p>作付面積 15a</p> <p>単収 5,700kg/10a</p> <p>販売単価 1,122円/kg</p>	<p>シナリオ1</p> <p>販売価格が 2割低下</p> <p>当年収入 768万円</p>	<p>シナリオ2</p> <p>自然災害により 収量2割減</p> <p>当年収入 768万円</p>	<p>シナリオ3</p> <p>自然災害以外の要因 により収量2割減</p> <p>（・病気や怪我で、作業委託も できなかった。 ・新規作物の栽培に失敗。等）</p> <p>当年収入 768万円</p>
<p>既存制度</p>	<p>※利用できる既存制度はありません。</p>		
<p>収入保険</p> <p>（補償限度9割 （保険8割+積立1割） 支払率9割）</p> <p>※10割の収入減少まで 補てん</p> <p>掛金拠出合計28.5万円</p> <p>（保険料6.9万円 （掛け捨て） 積立金21.6万円）</p>	<p>86万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 854万円</p>	<p>86万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 854万円</p>	<p>86万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 854万円</p>

(注)

- 1 いちごの作付面積15a（大分県園芸振興室調査による平均作付面積）、単収5,700kg/10a（大分県園芸振興室調査直近3年平均）、販売単価1,122円/kg（大分市青果市場）、平均収入9,593,100円と仮定して試算しています。
- 2 野菜価格安定制度は、いちごの指定産地でなければ利用できません。
- 3 掛金拋出の試算方法は、次のとおりです。

収入保険：

- （保険料）基準収入（平均収入9,593,100円）×保険方式の補償限度（0.8）
×支払率（0.9）×保険料率（2.0%）×1/2（国庫補助50%）＝69,070円
- （積立金）基準収入（平均収入9,593,100円）×積立幅（0.1）×支払率（0.9）
×1/4（国庫補助75%）＝215,845円

<p>【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110</p>
--

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（大分県）

品目：はちみつ			
	シナリオ 1	シナリオ 2	シナリオ 3
<p>平均収入 130万円</p> <p>設置群数 100群</p> <p>単収 6.5kg/群</p> <p>販売単価 2,000円/kg</p>	<p>販売価格が 2割低下</p> <p>当年収入 104万円</p>	<p>自然災害により 収量2割減</p> <p>当年収入 104万円</p>	<p>自然災害以外の要因 により収量2割減</p> <p>・病気や怪我で、作業委託も できなかった。 ・新規作物の栽培に失敗。等</p> <p>当年収入 104万円</p>
<p>既存制度</p>	<p>※利用できる既存制度はありません。</p>		
<p>収入保険</p> <p>補償限度9割 (保険8割+積立1割)</p> <p>支払率9割</p> <p>※10割の収入減少まで 補てん</p> <p>掛金拠出合計3.8万円</p> <p>保険料 0.9万円 (掛け捨て)</p> <p>積立金2.9万円</p>	<p>12万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 116万円</p>	<p>12万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 116万円</p>	<p>12万円</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 116万円</p>

(注)

- 1 はちみつの設置群数100群、単収6.5kg/群、販売単価2,000円/kg(大分県畜産技術室提供平均データ)、平均収入1,300,000円と仮定して試算しています。
- 2 はちみつでは、収量減少や価格低下を補てんする既存制度はありません。
- 3 掛金拋出の試算方法は、次のとおりです。

収入保険：

(保険料) 基準収入(平均収入1,300,000円) × 保険方式の補償限度(0.8)
× 支払率(0.9) × 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助50%) = 9,360円

(積立金) 基準収入(平均収入1,300,000円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助75%) = 29,250円

<p>【問い合わせ先】 大分県農業共済組合 連絡先(電話番号) 097-544-8110</p>
--